



平成26年11月 1日

第70号

大津町 議会だより



9 月 定 例 会

も

定例議会総括…………… 2～3

く

委員会レポート…………… 4～9

じ

議決一覧表……………10

町政を問う・一般質問（8人）……………11～18

傍聴者の声・研修報告……………19

大津町の宝・編集後記……………20

9月定例会

(歳入)

平成26年度一般会計補正予算(第3号)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,201万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ130億2,111万円とする。

歳入の主な内訳は、地方交付税の増で、3億6,314万円の増額により17億6,314万円に補正するものです。これは普通交付税の確定によるものです。

(歳出)

○財政調整等基金費に4億5,000万円を補正するもので25年度の繰越金の確定に伴い、繰越金の2分の1を下らない金額を積立てるものです。

○幼稚園費19,177万円を計上、1億5,207万円とするもので、就園補助金として補正したものです。

9月定例会を9日から22日まで、14日間の会期で開きました。

26年度一般会計、各特別会計補正予算、条例制定、改正と25年度決算認定の20議案について各常任委員会に付託し、現地調査と審議を4日間行い、全員賛成及び賛成多数で可決しました。

また本会議に追加議案として、①大津北中学校増築工事(建築本体)請負変更契約の締結、②大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めること、の2議案が上程され全員賛成で可決しました。また発議第6号を賛成多数で可決、請願第2号を採択しました。一般質問では8名の議員が町政全般にわたって質問を行いました。(11ページから紹介します)

「子ども・子育て支援新制度に係る基準条例の制定について」

概要

国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供・保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」を平成24年8月に制定しました。これらの法律に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から開始する予定です。

新制度のポイントは次の3点です。

①幼児期の学校教育・保育に関する給付制度(「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設)、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

本町が制定する3条例

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(運営基準)とは、教育・保育施設及び地域型保育事業が給付を受ける対象となることを確認する為、会計処理や情報公開等が適切か等に関するものです。

②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(認可基準)とは、適切な運営を確保する為、職員の配置や施設整備等に関するものです。

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準とは、放課後児童健全育成事業の職員の資格及び職員数等を定めるものです。



25年度会計決算額

(単位、千円)

項 目	歳 入	歳 出
一般会計	12,873,096	12,376,230
国民健康保険	3,135,632	2,999,366
大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託	3,476	1,524
公共下水道	1,393,759	1,354,874
介護保険	2,189,795	2,118,290
農業集落排水	131,886	123,815
後期高齢者医療	255,504	253,949
工業用水道事業会計	67,857	45,568

「選挙管理委員の選出」

大津町選挙管理委員会委員、補充員の任期満了にともなう選挙をおこない、委員4名・補充員4名を選出した。

9月22日の本会議において、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意可決しました。



教育委員会委員 合志文夫

同意した人事(敬称略)

住所 大津町中島
氏名 合志文夫
任期 平成26年10月より4年間

平成25年度決算認定

【決算審査の状況】

今議会での決算認定にあたっては監査委員からも厳しい指摘があり、本会議および各委員会において、活発な質疑や厳しい意見が多数出るといういつも以上に白熱した議会となりました（詳細は各常任委員会レポートを参照）。

結果としては、複数回

の反対・賛成討論後に、賛成多数により認定される事となりましたが、今後の予算執行にあたっての様々な意見がついております。

決算自体は認定しましたが、我々大津町議会は、「最小の経費で最大の効果」が発揮できるよう、今議会での意見が反映され、また指摘事項が確実に改善されるようにしっかりと議会としてのチェック機能を果たして参ります。

【全体像】

25年度会計決算認定にあたり、各常任委員会で現地調査を行い、一般会計・特別会計予算などを審査しました。

一般会計歳入総額は128億7309万円、前年度比5・8%増、歳出総額は123億7623万円、前年度比7・2%増となっています。

また歳入のうち町政運営にとって最も重要な財源である「町税」の収入状況は総額が45億2300万円と前年比0・5%

減となつていますが、主な要因としては景気低迷からくる企業の設備投資抑制により固定資産税が減少している事があります。

また、町の貯金とも言える「基金」については総額48億6353万円と前年より7億8990万円増加しており、これは今後数年の間に予定される庁舎や給食センターの建設のために資金の積立てを行っている事も影響しています。

【決算審査の視点と意義】

- ①予算が適正に執行されているか
- ②各資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民にかかわって評価する
- ③審査の結果を翌年以降の予算編成や行政執行にいかす

町税、主な財源の推移

（単位：千円）

	町民税	(内法人町民税)	固定資産税	軽自動車税	町たばこ税	入湯税	計
H19年度	3,839,747	2,643,296	2,099,679	62,823	248,263	8,332	6,258,846
H20年度	2,709,753	1,431,774	2,285,196	65,570	242,861	8,331	5,311,713
H21年度	1,518,552	254,567	2,285,349	68,476	251,453	4,049	4,127,881
H22年度	1,740,697	595,972	2,382,717	71,095	267,030	2,701	4,464,243
H23年度	1,580,014	398,207	2,409,146	73,037	300,947	2,891	4,366,038
H24年度	1,716,691	416,976	2,449,633	76,365	301,840	2,853	4,547,384
H25年度	1,721,042	423,274	2,384,552	79,379	334,779	3,252	4,523,006

（端数処理のため、合計が合わないことがあります）

歳入の状況では、町政運営の基本となる町税、とりわけ個人住民税と固定資産税はわずかな減収となっており、経済不況や償却資産の減少などで伸び悩む法人町民税とともに、今後やや不安を残す結果となっています。全体の徴収率は昨年度からわずかに伸びており、昨今の社会情勢等勘案すれば担当者の不断の努力が大いに貢献しているといえます。

歳入では、扶助費の伸びが一向に止まりません。扶助費は国の施策の影響を強く受けるものですが、一方で、事業のスクラップアンドビルドにも取り組む必要があると考えます。総論的な状況は概ね以上のような結果ですが、各論的な部分においては、いくつかの問題点もあるように感じます。会計の原則に照らし看過できない事案も見受けられましたので、慎重な取り扱いを強く要求したところで

の財政の健全化に関する法律に基づく五つの健全化比率について、審査結果を報告します。決算書に係る計数は審査を行った範囲においては、正確であると認めました。予算の執行についても概ね良好に行われていたと言えますが、使用料や賃借料などに多少疑義の残る事案も見受けられました。また、基金の運用については特に問題点はなかったと判断しました。



代表監査委員
大久保純一

一般会計、六つの特別会計並びに工業用水道事業会計の決算と、地方公共団体

監査委員による決算審査報告

委員会レポート

総務

一般会計補正

質問 危機管理専門員及び防災士の役割と今後の活動スケジュールはどうなっているのか。

回答 危機管理専門員の雇用は、10月1日を予定し、年度内に防災士の合同会議の開催を予定している。防災士の役割は、地域防災リーダーの人材育成をおこない、自主防災組織の立ち上げや防災訓練などの指導をしていきたいと考えている。

質問 避難訓練の計画はあるのか。

回答 危機管理専門員と防災士の指導のもと、各校区で具体的な危険箇所シミュレーションをするような訓練を予定している。

質問 危険箇所の地域への周知状況はどうなっているのか？ また、土砂災害の警戒区域と特別警戒区域の違いと箇所数は、

回答 危険箇所の周知は、ホームページ及び防災マップの配布を通じて、地域へ周知している。災害警戒区域は県が調査を

して指定する。土砂災害警戒区域は101箇所、

そのうち、特別警戒区域は98箇所、特別警戒区域は、建築物の構造規制等を受ける。その他に、

町が指定している危険箇所は、水防計画書に記載している26箇所である。

質問 防災用簡易倉庫は全ての学校に置くのではないのか？ また何を入れておくのか？ 倉庫の管理はどうするのか。

回答 保管場所の足りない大津小、室小、大津中北中の4校に設置予定である。中には、発電機、トランシーバー、担架、簡易トイレ、ヘルメット、ラジオ、乾パン等である。管理は、学校にお願いし、利用については、学校と自主防災組織が連携していくように考えている。

質問 カーブミラー設置工事の不要額があるが、要望箇所は全てに設置できたのか。

回答 設置基準に基づいて、交通安全協会大津支部の役員と一緒に現地調査をおこない、基準に適合していない箇所には、

設置していない。設置しなかった理由については、文書で通知している。

質問 防犯灯のLED化の計画はどうなっているのか。

回答 H26年度に調査をおこない、年次計画で整備していく。

質問 行政区の再編はどうなっているのか。

回答 区長会において各地区の問題点を提起して頂いており、できることから解決をしていきたい。

質問 人口が増えている美咲野地区においては、来年の分割に向けた検討会がおこなわれている。行政区がない地区においては、住民の合意形成をおこなう必要があり、相談しながら進めていきたい。

質問 投票区の再編について。

回答 今回の投票区の一部見直しは、小学校単位を基本として新たに、美咲野小学校と室小学校を新たな投票区とした。また、南部地区については、瀬田、大林、外牧、錦野を東小学校とした。その結果17の投票区が16とな

り、今後は、投票率の向上のために、期日前投票所の増設を検討していきたい。

質問 元気づくり活動（地域通貨「水水」）は効果が出ているのか。

回答 登録者は年々少しずつ増えており「水水」を換金できる登録団体も29団体から31団体へと増えている。効果が出ていると思われるが、効果を数値化することは難しい状況である。

質問 今年度から、対象となる活動に「健康増進活動」が加わったが、状況はどのようになっているのか。

回答 今年になって参加登録者が例年以上に増えている。

意見 「水水」券の交付は予算30万円に対し、登録団体への交付実績は18万6800円、個人への発行は3万4200円で、そのほとんどが団体活動補助金になっている。個人に発行した「水水」のほとんどが町のゴミ袋と交換され、地域の協力店での利用はされていない。

つまり地域通貨「水水」は、地域通貨としての効果はほとんどないということになる。

町民の自発的な活動を支援するのは良いが、毎年の切手代が約7万円、印刷費が約3万円もかかっており、事務費も考えれば、交付額以上に経費がかかっている。事業を続けるのであれば、もっと合理的な方法に改善する必要がある。

質問 庁舎の安全性については、防災の観点からも重要であり、いつまでに庁舎検討委員会を立ち上げるのか。

回答 庁舎検討委員会は立ち上げたがまだ進んでいない状態です。今年度中に現状報告を取りまとめ報告できるようにしたい。



25年度 決算認定

総務

災害対策事業

1706万円

災害から町民の生命、身体、財産を保護し、被害の軽減に努める。また、安全な避難路と避難誘導体制を確保する。



河川監視カメラ

消防施設整備事業

3360万円

すべての地区で初期消火が行える水利と消火器具を整備するとともに、消防団が活動できるための機材の充実を図る。



救助資機材搭載車

広報発行事業

586万円

行政情報の提供のために毎月1回「広報おおづ」を発行している。



広報おおづ

地域づくり活動支援事業

327万円

地域のみんなの顔が見える関係を構築し、地域における一体感や日常生活での安心感を作りあげる。



ふれあい公園（森区）

総務委員会

平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について

本委員会に付託された平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会の意見

①財政規律と説明責任

平成25年度監査委員意見書において「予算の流用（充用）は節度を持った取り扱いを行うこと」また「（予算執行にあたり）内部統制と財政規律の軽視」が危惧されると指摘され、個々の事業については各常任委員会で審議されている。今年から機構改革によって総合政策課が事業の企画、財政チェックを担当することになっている。

総務部・総合政策課は、こうした指摘事項を反省、

検討の上、今後は担当課が、説明責任をきちんとできるように研修・指導を行うこと。最終的な責任は町長にあるが、職員体制の中では総務部・総合政策課にチェック責任があることを明確に確立すること。

②予算の流用（充用）及び不要額の説明責任の不足と改善を求める。

監査意見書で「予算の流用（充用）は、ある程度やむを得ない場合も理解できるが、予算のあり方、議会への審議の必要性の再考を強く求める」と指摘されている。

流用と予備費の充用の件数と金額は決算書に記載されているが、これだけでは説明になっていない。予算全体での主なものを一覧にして、説明する必要がある。また、不要額の大きなものも経過と根拠を示す必要がある。

以上、平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員会の意見とする。

経済建設

委員会レポート

一般会計補正

〔農政課〕

質問 総合交流ターミナル「岩戸の里」の指定管理者の債務負担行為補正について、989万9千円が計上されているが、その算出の根拠は何か。

回答 初年度については、4月から6月までの3ヶ月間を休憩し改修工事を行うことを前提に積算をしている。入館者数や売り上げについては、現状維持として積算している。初年度収入項目は、営業可能な9ヶ月間の入館料収入、売店・飲食店等収入の2項目で平成25年度実績より算出している。支出項目は、人件費・通信費・修繕施設管理費・燃料費・水道光熱費・消耗品費・賃借料の主な7項目です。人件費については最低限の人員配置で算出し、他の6項目は平成25年実績より算出している。改修工事を前提とした初年度の収入は、収入4640万3千円、支出5207万8千円で差引き567万5千円の

不足を指定管理料として

いる。2年目・3年目の収支はそれぞれ収入6185万円、支出6396万2千円で差引きそれぞれ211万2千円の不足を指定管理料としている。

意見 経営自体をやめようという選択肢もあるのではないかと試算による収支で赤字となりこれに見合う分を指定管理料として支払うことになっているが、今後も改修等の経費は継続的に必要となることから、根本的に運営方法を見直す必要があるのではないかと。

回答（町長） 今後の方針としては、新たな指定管理により3年間の管理運営を行って頂いた後、状況を総合的に判断すべきと考えている。白川水系の観光ルートとして江藤家住宅・岩戸溪谷・立野ダムなどを一体とした南部地区の観光推進を図るためには、温泉はなくはないという思いもあるので、慎重な判断をしたい。

質問 今後の指定管理の

スケジュールはどのようなか。

回答 予算について議決があつた後の予定としては、9月下旬〜10月中旬に公募申請及び質疑対応、11月中・下旬に指定管理者選定委員会の開催、11月上旬〜12月上旬に議会全員協議会での説明、12月議会で指定管理者指定の議決、となつていく。

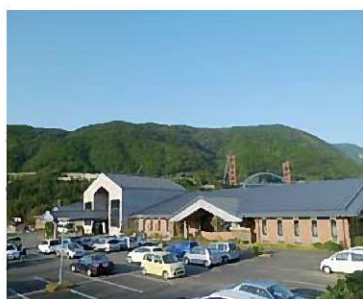
全体意見 「岩戸の里」が大きな問題となつている。町長から今後の方針に可決するというだけでは、指定管理者による運営なのか、直営なのかなど現状を見ながら十分精査するとともに、国への補助金返還のないような形での方向性を見出していくことという条件付で可決と考える。全員賛成で意見を付することにした。

25年度決算認定

質問 40万円の上限を廃

止した災害復旧補助要綱の制定時期の説明はどうか。

回答 平成24年7月の九州北部豪雨による災害をうけ、平成24年12月に大津町農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱を制定し、平成25年1月に文書による回覧や行政区嘱託員会議での説明や地域での説明会を実施した。平成25年6月に91・1%の国庫補助と3分の1の町補助に大きな差があり、個人負担が大きいく復旧の進捗が図れないために国庫補助率と同率、40万円の上限を廃止した単独災害普及事業補助金交付要綱を制定し、それまでの要綱を廃止し早期復旧を図った。



質問 災害復旧に関して

監査報告で厳しい指摘がある。予算の執行がきちんとされなかったということであるが、町長の意見はどうか。

回答（町長） 我々は最小の経費で最大の成果を出すべきである。今回の災害は非常に大きな災害で営農活動に影響がないように災害復旧係をつくり対応したが、今回指摘を受けたような予算執行があり申し訳ない。今後コンプライアンス研修等を行いながら職員の意識改革と指導を図る。

経済建設委員会に付託された平成25年度一般会計歳入歳出決算は審査の結果、左記意見を付けて認定した。

【意見】

農業用施設災害復旧費等の予算執行においては、不適切な執行が認められた。今後は大津町監査委員提出の平成25年度大津町一般会計、特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書の審査における指摘事項を十分認識し適正な執行を行うこと。

25年度 決算認定 経済建設

肥後おおづ観光協会 助成事業 571万円

町全体の観光事業として活性化をめざし経済効果を図る事業



まちづくり交流センター

肥後大津駅北口駐輪場 1064万円

肥後大津駅利用者の更なる利便性の向上を図る事業



J R 肥後大津駅北口

鍛冶の上団地・西鶴団地屋根 外壁塗装 7808万円

屋根・外壁塗装をすることで入居者の生活快適性を維持向上させる事業



鍛冶の上団地

工業用水道事業

5126万円

熊本中核工業団地内の企業に対して、工場等で使用する水を供給している。



熊本中核工業団地

町道管理事業

7634万円

生活道路・通学路として安全に通行できる状態を維持する事業



西鶴中井迫線

公共下水道事業

5億5588万円

下水処理場、汚水中継ポンプ場の適正な維持管理・保守を行う。各家庭の敷地まで下水道管の布設を行い、各家庭から排出される汚水の処理を行う。



下水道管の布設工事



浄化センター

26年度 補正予算

文教厚生



子育て支援センター

車の進入を防ぎ、安心して遊ばせる子供遊具場の確保する。

子育て支援センター 安全施設工事

283万円

25年度 決算認定



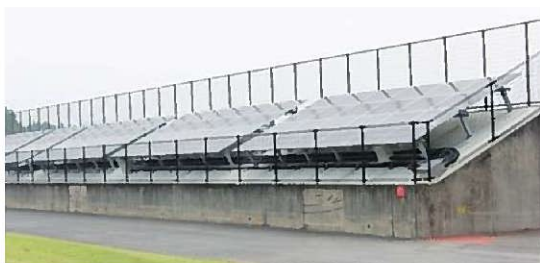
大津北中学校駐輪場

小中学校及び給食センターの施設設備が整備され、教育環境の改善、給食センターの食品衛生、調理員の労働環境の改善を図る。

学校教育課 学校施設設備改修工事

1億7707万円

(地域の元気臨時交付金
1億4198万円を含む)



運動公園北側斜面

大津町生涯学習センター、運動公園、大津町町民交流施設、大津地区公民館各施設に、太陽光発電設備設置及び改修工事がなされ、環境の改善を図る。

生涯学習課 太陽光発電設備設置 及び改修工事

1億9261万円



老人福祉センター

太陽光発電設備設置と改修工事により、老人福祉センターの環境が整備され、利用者の便宜を図る。

福祉課 老人福祉センター改修 工事他

6692万円

少数意見の留保

※採決は賛成3 対反対2 で認定となりましたが、委員より少数意見の留保がありました

決算認定には、事業の成果や住民福祉への貢献などの多方面からの視点が求められますが、その前提は正しい財務規律の上で執行されたことが確認できるということであり、監査委員はその不備を指摘しています。そして、その点も踏まえて臨んだ委員会の審議におい

ても同様に疑義が残る結果となりました。

委員会においては、執行部より今後改善していく旨の発言もありましたが、自治体会計が単年度予算である点も踏まえれば当該年度において確たる評価を下し、この決算を認定するべきではないと考えます。

委員会レポート

文教厚生

一般会計補正

住民福祉部 健康保険課

質問 大津町子育て・健

診センター等安全施設工事であるが、中央公園ではないのか。

また、当初は安全管理において柵は不要としていたが、今回の変更の理由はなにか。

回答 健康推進係がセンター1階にある観点から、関係各課と協議の上、昨

年の防犯カメラ設置と同様、今回も当該が予算計上した。

健康推進係では、健診を行う為に車止めを考えていなかったが、現状を見ると、子どもたちが安心して遊ぶためには柵や車止めが必要という判断をした。

議案審議

教育部子育て支援課

質問 「子ども・子育て支援新制度」について概要を問う。

回答 日本の子ども・子育てを巡る様々な課題を解決する為の法律。平成27年4月に本格スタートする予定。新制度のポイントは①「施設型給付」「地域型保育給付」を創

設。②認定こども園制度を改善。③地域の子育て支援を充実。④市町村が実施主体となる。⑤新たな財源を確保し量の拡充

質の向上を進めるの5点。**質問** 新制度で待機児童が解消されるのか。

回答 国の指針では、教育と保育の一体化を図り、

認定こども園を増やし、今後5年間の計画を策定し、「子ども・子育て支援事業計画」により平成29年度までに待機児童の解消を図る。

質問 家庭的保育事業実施要綱で、国基準より高い大津町基準を優先すべきではないか。

回答 国基準は最低基準を定めるものであり規制を緩めるものではない。認可と確認にあたっては慎重に判断し、また、現在の事業者が不利な扱いにならないように配慮する。

平成25年度 決算認定

教育部子育て支援課 大津保育園

質問 一時保育事業は目標値に対して実績が減少している。理由を問う。

回答 昨年は通常保育が多かったこと、保育士不足がある。保護者の仕事も多種多様であり、共働き世帯も増えてきており、仕事の関係から一時保育の希望も増えている。

保育士が充足すれば解消されると考えている。募集は随時、実施している。

教育部子育て支援課 陣内幼稚園

質問 陣内幼稚園施設改修工事に関して監査委員から費用についての疑義が出ている。昨年の予算審議において、場所や形も決まっていなかった状態で、3千万円というザックリした数字ができており、粗いのではないかと尋ねたところ、町の技師としっかり打ち合わせているとのことだったが、どういう打合せをしたのか。

回答 その時点で大まかな金額3千万円で軽量鉄骨造という話が出ていたが、具体的な配置図はできておらず、具体的な案は決まっていなかった。どちら側に増築するかが一番の問題だったが、現場検討した結果、給食搬入口等の問題もあり、南側に増築することとなった。

教育部学校教育課 学校給食センター

質問 スポットクーラー

の設置については、昨年度、説明で、細菌をまき散らすのでよくないということだったが、その点どう解消されたのか。

回答 スポットクーラーの吹き出し口に水が溜まらない様、日常点検及び清掃を現場職員に指示している。

教育部学校教育課

質問 中学生の自転車通学において、通学路の安全整備はされているか。特に防犯灯の設置についてはどのようにしているのか。

回答 防犯灯については関係所管に依頼している。本年、通学路の合同点検を実施し、通学路の諸問題を検討していく。

教育部生涯学習課 図書館

質問 昨年の決算時に駐車場のスペースが足りないとの話があったが、その後の検討内容はどうか。

回答 図書館の敷地に店舗があり、敷地の一部を貸している。28年度までの3年間の契約期間があ

る。今後も継続的な検討が必要と考えている。

住民福祉部 健康保険課

質問 特定健診・特定保健指導事業の中で、昨年度が定めた最終年度の24年度が65%達成は厳しい状況という内容だったが、今年度、最終年度29年度60%達成も厳しいということか。

回答 受診率について平成20年度に特定健診が始まり、国が65%の目標値を設定した。第2期計画を立てる際に、実際の受診率が20〜30%である点を考慮して60%に定め直された。保健指導実施率は60%、メタボ減少率は10%ということで、29年度までの新たな目標が定められた。大津町の場合、25年度の暫定値は39・9%で受診率向上にむけ、国保・医療係と健康推進係で協力しながら取り組んでいく。

平成26年 9 月 第 5 回大津町議会定例会 議決一覧表

議案番号	件 名	審査経緯	議 決
議案第51号	大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	全員賛成	可決
議案第52号	大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第53号	大津町保育所条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第54号	平成26年度大津町一般会計補正予算（第3号）	〃	〃
議案第55号	平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
認定第3号	平成25年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第4号	平成25年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第6号	平成25年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第8号	平成25年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定	〃	〃

(議案抜粋)

議案番号	議員名	大塚龍一郎	手嶋靖隆	荒木俊彦	津田桂伸	永田和彦	坂本典光	源川貞夫	吉永弘則	府内隆博	本田省生	山本重光	桐原則雄	松田純子	佐藤真二	豊瀬和久	金田英樹	賛成 (○)	反対 (●)	結果
議案第49号 大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定		—	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	1	可決
議案第50号 大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定		—	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	1	〃
認定第1号 平成25年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定		—	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	12	3	〃
認定第2号 平成25年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定		—	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	1	〃
認定第5号 平成25年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		—	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	1	〃
認定第7号 平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定		—	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	1	〃
発議第6号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書」の提出		—	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	2	〃

*認定第1号議案は、発議により、記名投票による採決をした。

審議しました あなたの請願・陳情

採 択	請願第2号 「農協改革に関する請願書」
	・受理番号 平成26年8月25日・請願第2号 ・付託年月日 平成26年9月9日
	・請願者 菊池地域農業協同組合 代表理事組合長 三角 修

平成26年 7 月 第 4 回大津町議会臨時議会

議案番号	件 名	審査経緯	議 決
議案第48号	大津北中学校増築工事（建築本体）請負契約の締結	全員賛成	可決

*議案審議の内容については、議事録をご覧ください。（大津町ホームページに掲載されます）

ピロリ菌検査の実施と 検査費用の助成を！

町長／総合検診のオプションとして
導入できないか、協議を行う。



豊瀬 和久議員

町政を問う

一般質問
8 議員

家入町長

自治体でのピロリ菌検

ピロリ菌の除菌や定期的な検査を受けることで胃がんを大きく減らす効果があることから、近年胃がんリスク検診を実施する自治体が増えている。大阪の高槻市では尿検査キットを市内の全中学生に配付し、完全な除菌を目指している。また、市民に対しては、30歳から60歳までの5歳刻みで検査を5000円の自己負担でできるようにしている。本町でも、ピロリ菌の検診を導入するべきだ。また、胃がん防止のため、胃がん撲滅キャンペーンを行い、町民や事業者、各種団体などに広く周知して、大津町より胃がんが亡くなれる方を1人も出さなくしたいと思うが、どうか。

スズメバチの巣の 駆除への対応を！

町長／安心・安全の町づくり
のために対応が必要だ。

査の取り組みは、全国的には少しずつは増えてきているとの情報もあるが、まずは人間ドックのオプションとして用意されているピロリ菌の検査を、町の総合検診を委託している熊本県総合保健センターで導入できないか、今後協議を行いたい。



家入町長

安心・安全な町をつくるため、また、今後の高齢化社会に対応するため、駆除を補ってくれる人やシルバー人材センター、あるいは専門の業者に委託して料金を補助するか、今後いずれかの方法での対応が必要だと思っています。



危険なスズメバチによる危害を防止するために、多くの自治体においてスズメバチの巣の早期発見、早期駆除を促進し、町民生活の安全確保を図るためスズメバチの巣の駆除に要する費用を補助している。環境保全課にも毎年多くの相談が寄せられているので、スズメバチの巣の駆除に要する費用を補助することはできないか。

町営住宅修繕の責任を 明確にせよ！

町長／快適に入居できるように
努めていく。

公営住宅法の中に修繕の義務について、「事業主体は公営住宅の施設について修繕する必要があるときは、遅延なく修繕をしなければならぬ。ただし、入居者の責めに付すべき事由によって修繕する必要が生じたときはこの限りではない」とある。

家入町長

あけぼの団地については、老朽化で修理が必要な箇所もあるので、順次改修を行っている。

また、来年度からは大規模な改修を予定している。主に水回りを中心に、配水管の野外設置などの改修を行う。数年掛かると思われるが、この改修が終了すれば、あけぼの団地の修繕は落ち着くものだと思っている。基本的には、相当の年数が経過しているもので、経年劣化は否めないが、今後とも退去される場合は適切な修繕改修を行い、次に入居される人が快適に入居できるように努めていきたい。



人事院勧告と町の対応について

町長／国・県の動向を注視し取り組む



永田 和彦議員



民間給与が国家公務員の給与の水準を上回っている」と人事院の総裁談話にあり、上げる部分では若年層を重点にしながら俸給表を引き上げるとかボーナスを引き上げるのは勤務実績や勤勉手当など、やる気を起こさせるものに配分を置いている。だが全体的には低い状況がまだ続いているということで、総務省の有識者検討会においては、地方公務員の給与も下げるべきだと公表している。

家入町長 今回出された総務省の地方公務員の給与と制度の総合的見直しに関する検討会の報告のとおり、自らその給料制度運用水準が適切になるように給料制度の見直しに取り組み、人事院勧告や熊本県人事委員会の勧告を遵守していく。地域で働く地方公務員の賃金は、その地域の労働市場にも影響を及ぼすのみならず、地方公共団体が獲得する人材や公共サービスに掛かる重要な論点にもなるという観点も考慮した上で、今後の国や県の動向を注視しながら慎重に取り組んでいきたいと考えている。

ふるさと納税制度について

町長／この制度を有効に活用していく

この制度に対し、特典の豪華さを競う風潮を懸念している。ふるさと納税していただくのはうれしいが、それを用意する職員の数や、こういった特産物を用意するかの検討など、いろんな時間も費やす。町としてこの制度にどこまで取り組むのか。ふるさと納税制度という仕組みを国がつくった以上、町もその制度に順じ寄付を集めなければ

家入町長 平成20年度の制度開始から25年度までの町への寄附が延べ41件、寄附額287万6千円。寄付金への感謝の気持ちとして、1万円以上寄附をされた方に3千円相当のお礼の品として、からいもや芋焼酎などの希望により、町特産品のPRとともに地域の活性化に努めてきた。お礼の費用は6年間で9万9987円で、町において寄附金額のほうに圧倒的に多くなっている状況である。



ふるさと納税のお礼の品々

熊本県 大津町
ふるさと寄附金のご案内

大津町では、ふるさとを愛し、まちづくりに積極的な住民を応援していただける皆様から広く寄附金を募集しています。ふるさと寄附制度を活用し、大津町に寄附を行った場合、「ふるさと寄附」として所得税・個人住民税の寄附金控除の対象となります。

ふるさと寄附制度とは
ふるさと寄附（ふるさと納税）とは、生まれ故郷や応援したいと思う自治体へ寄附を行った場合、所得税・個人住民税が一定額控除される制度です。
寄附額が2千円を超える場合は、2千円を超える部分について、確定申告を行うことにより、住民税や所得税の軽減対象となります。所得税は控除を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

ならない。
しかしながら自治体が何かへんな競争に巻き込まれる感否めない。
また、この制度をうまく利用した例も最近見受けられ、特産品で町をPRし、経済の活性化につながるだけでなく、教育や福祉に用途を指定し納税され町づくりに役立っているというような例も出てきている。

では、平成22年度から25年度までの4年間で109名、それに伴う住民税の控除額が165万円という状況である。大津町へ寄附をされた金額と比較すれば寄附された金額が上回っている状況で、大津町にとって財政的には有利なふるさと納税制度であると考えている。



桐原 則雄議員

民間の知恵と活力で、 地域を元気に

町長／地域と相談し、社会資本整備
事業を28年度から実施

町の人口は増加しているが、町中心部と周辺地域では大きな違いがあり、町全体のバランスある発展が町を元気にする。国は、新しく地方創生担当大臣を任命、県も人口減少対策や地域の再生

に対策本部を設置して取り組む。

町も、国へ地域創生の観点から、町の重要課題に対応する政策を国に積極的に提案すべきである。

本年度予算で、南部や北部地域の社会資本整備計画の策定を進めており、地域の課題解決と地域を元気にするために、町の財産である土地や公共施設の有効活用をはじめ、総合的な計画を地域住民の皆さんと早急に意見交換や協議が必要である。

また、27年度には、今後10年間の町づくり指針である振興総合計画の策定も準備中である。

特に、野外活動センター（旧真城小）や矢護川コミュニティセンター（旧矢護川小）、岩坂中島地区のほ場整備内の公共用地等の活用も急ぐ必要がある。様々な民間の発想や資金力を活かし、福祉、医療施設、保育所、体験交流や宿泊施設、6次産業施設など、有償、無償を問わず土地や施設の貸付などの公募を行い、財政負担の軽減

や雇用確保も含め、地域の再生と活力ある元気な地域づくりを進めないか。

家入町長

南部、北部地域の課題事項は認識している。公共施設管理計画を策定中であり、南部、北部地域計画や振興総合計画と併せて、27年度で補助金申請、28年度から5か年で、社会資本整備交付金事業を進めるとともに、公有財産や施設の活用を民間へ公募または、地元活用など、しっかりと地域と相談して実施していく。

杉水総務部次長

地域の課題や、今後の将来的な構想を含め、住民の意見を十分に反映させながら、まちづくり構想の案を早急に作成し、議会にも報告し、意見を聞いて、事業を実施していきたい。



非農用地(岩坂・中島地区)

空き家問題を解決し、 地域の再生を

町長／地域づくり支援事業や美しいまちづくり条例等で検討

空き家などの放置は、防犯や交通安全面、防災上の安全対策、住環境の景観などに、多くの問題

が発生しており、万能薬はないとはいえ、地域の有効な資源である空き家

などの有効活用対策が地域の元気づくりや再生に役立つと考える。

そこで、空き家の解体撤去の補助、撤去跡地の活用、空き家への移住や定住を促進するリフォーム補助、固定資産税の減免制度、空き家バンク制度を設置し、空き家の情報や活用を促すなど、関係する条例整備及び総合

的な支援制度を創設して、地域資源を活かしたまちづくりを進めないか。

また、空き家対策等を総合的に進めるには、お金が必要である。

去年は、元若草学園跡地の土地売却（約1億3千万円）や毎年、民間事業者への土地貸付料（約500万円以上）などの収入で、財政調整基金へ4億5千万円の貯金があった。

今後、事業を円滑に推進するため、町資産の有効な貸付けや売却などの財源を活用し、新たに地域再生基金として積み立てを行い、空き家対策の支援補助金などの財源に活用する考えはないか。

家入町長

空き家問題では、高齢化社会が進む中で、町も



老朽化した空き家

大変心配をしており、危険家屋の撤去も考えていく必要がある、町も調査を進めている。

国も多くの課題があると認識しており、賃貸住宅への活用、解体して更地活用、改修や家賃補助及び固定資産税の免除などの様々な動きも検討されている。

そこで、地域づくり支援事業を活用し、地域で取り組む方法や美しいまちづくり条例等での対応ができるかなど、地主や地域の皆さんと相談しながら対策の充実を進めたい。

また、基金の設置は考えないが、事業推進のために、予算の範囲内で対応していく。

小規模企業への支援を

町長／関係団体と協議すすめる



荒木 俊彦議員

小規模企業振興基本法が制定された。これまで中小企業対策はあったが、地域に密着したこれらの小規模企業に光が当てられることは画期的なことである。小規模企業について、町当局がどのような

に位置づけを考え、また今の時点でどのような対応を考えているか。

家入町長

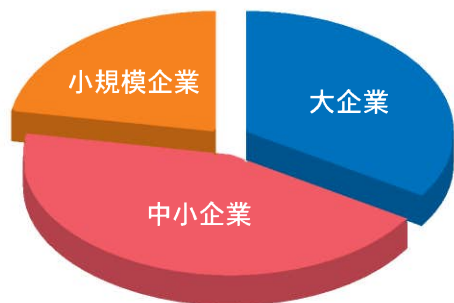
基本法は「小規模企業の振興に関する施策」について、総合的かつ計画的に、国や地方公共団体や支援機関等が一丸となつて戦略的に実施することと理解している。

小規模業者というと、農業、商工業者、町工場や自動車整備工場など、いろんな業種関係にわたり、町内に沢山おられる。県や商工会など関係団体と協議し、必要な措置を講じてまいりたい。

国内企業統計 2009年総務省

	企業数	割合	従業者数	割合
大企業	1.2万	0.3%	1446万人	34%
中小企業	52.7万	13%	1898万人	44%
小規模企業	366.3万	87%	929万人	22%
合計	420万社	100%	4273万人	100%

従業者数



認証木材補助実績ゼロへの反省を

町長／基準緩和など検討

あけぼの団地にエレベーターを

町長／高齢者の方など下の階への案内で対応

①あけぼの団地の入居者の方からエレベーターの要望がある。

私が調べた事例では、5階建て30戸の場合、階段室に3基エレベーターを付けた場合は、4800万円できる（25年間の総費用）。

入居者が住み続けながら、工事もできる。

②町営住宅入居の際、保

証人のあてのない方や生活保護受給者、DV被害者などの方が保証人を頼むのは至難である。国も保証人なしでの入居を指導している。

家入町長

①あけぼの団地改修のアンケートでエレベーター設置要望は9・5%だったので、全面改修でなく

台所や風呂の水回りなど一部改修を計画している。高齢者の方などには、下の階が空いた場合の転居、他の平屋住宅への案内も併せて行っていきたい。

②条例第10条のただし書により連帯保証人を免除としたのは、身よりのないケースなど3件である。今後は、他自治体の現状も調査しながら検討していく。



階段室裏にエレベーターをつける場合、住みながら工事ができる

25年度に森林認証材補助制度を実施したが、1円も活用されていない。大いに反省をするべきではないか（1件10万円、予算額100万円）。

一方で議会で採択した「住宅リフォーム助成制度」は個人の財産形成だからとして実施していない。認証材補助も個人資産であり矛盾する。

家入町長

予算が全然使われず、PRが足りなかったと反省をしている。今後、基準の緩和などで認証材の消費拡大に努めていきたい。なお、25年度町内新築住宅181件のうち地

元業者施工は5件だけである。住宅リフォーム助成は、特定の業種を対象とした助成金であり、事業の公平や所得配分の観点から見ても問題があると考え



佐藤 真二議員

平成25年度定期監査報告、決算審査意見書で、監査委員が非常に厳しい指摘をしている。「決裁・財務規則の理解不足、決裁のチェックが機能していない、決裁権者の責

監査委員の厳しい指摘にどう応えるか ルールを厳しくする必要があるのでは

町長／重く受け止める。
コンプライアンス行動指針を策定した。

任感の希薄」など、町の事務事業の執行の不備を厳しく指摘している内容。決裁が正しいプロセスを経て行われていないとすれば、行われた事務や事業は正しいものだったのか疑問。「もう済んだことだから」というおかしな弁明さえある。

① 具体的にはどのような事案があったのか。

② 異例の随時検査も行われている。その意味は。

③ 指摘をどのように受け止め、どのように改善したか。

家入町長

指摘事項を真摯に受け止め、事務改善を図り、公正かつ効率的な行政運営に努める。

① 契約に伴う確認漏れやチェック段階での支出項目の確認漏れ、また災害復旧工事を重機借上や原材料費で支出していたものの、安易な予算流用と予備費充用についてなど。

② 財務処理関係についてのもので、過去には護川土地改良区の件があった。

③ 監査委員の指摘事項は

予算流用・充用の件数と金額の推移



予算の目節間の流用、予備費からの充用が3年連続で増え続けている。
(※税還付のための充用は除いている)

重く受け止めており、「コンプライアンス行動指針」を7月に制定し、職員への周知を図っている。

財務・決裁規程に特に問題はないと考えるが、チェック体制において検証・見直しが必要なことは実施する。

② 過去の随時監査は明らか不正行為の時だった。今回のように不当なことが多く重なれば同じような重大性を持つ。

③ コンプライアンス行動指針を定めたとのことだが、他の自治体では「条例」として定められている。内部の決めごと程度

にとどめているところで既に「重く受け止める」の「重み」の程度が違っている。

規程・規則に不備はないと言うが、規則のレベルを上げる対応、また決裁権者の認識不足、責任感不足に対応するための決裁時の確認事項のガイドライン化も必要。

岩尾総務部長

財務規則は根拠を踏まえ規定している。今回は処理上の確認漏れ等が発生したもの。コンプライアンス行動指針を踏まえた適正な執行に取り組む。

複式学級を解消すべきか。 その方法は。

教育長／解消すべきという立場ではない。

人口の偏在により北小、東小では児童数が減少している。東小では複式学級が1つあり来年は2つになる。北小でも将来の複式化を心配されている。

① 複式学級というのは望ましくないものなのか。解消したほうが良いと考えるか。

② 少なくとも地域・学校・保護者が解消すべきと考えているとすれば、複式学級の教育環境をどうやって改善していくことができるのか。

齊藤教育長

東小4・5年生で複式学級を編成、来年度は2・3年生及び5・6年生が複式学級となる。平成31年度まで続く予定。

① 私自身は複式学級は悪いとか、マイナスのイメージはない。きめ細かな個別対応あたりで大変

効果が出ている。解消すべきという立場ではない。

② 直接的には複式解消加配なども考えられるが、県教委の判断。町としては学習支援指導員を配置し対応策を取っている。

都道府県の約半分に複式学級に対する教員の加配を行う制度がある(熊本にはない)。しかし制度がない県でも市町村独自でも実施することができ、「複式学級指導非常勤講師」を配置しているところがいくつもある。

地域・学校・保護者のニーズを確認し、そういった要望があるのであれば、こうした制度を作り、2クラスに分けることができるよう検討してほしい。

その他の一般質問

「子ども子育て事業計画」について

我が大津町の東部方面は大津町運動公園、それから中核工業団地、吹田団地、特に引水東区方面には、アパートや新築住宅が増え人口も増え続けており、中九州クボタな

運動公園の近くに JRの「新駅」を

町長／現時点では無理の状況である



源川 貞夫議員

ど新しい店舗等も次々と出店、今後も国道57号線沿いを中心として大津町は東へ東へと延びていくものと思われる。

大津町運動公園への県内外からJRや空港を利用の来訪者の利便さの為にJRの『無人駅』でもいいから運動公園の近くには是非作って欲しいという要望があるが、町長の考えを問う。

家入町長

運動公園の開発行為以外のところを一带として開発する場合は、開発行為のソフト面の事業という様な事でも多額の金額がかかるというふうに考えられているので、なかなかそこまでは現在のところやっていけないという様な状況である。

議会や住民の皆さんの意見を聞きながら、今後前向きに出来るように努めていければと思っている。

大塚土木部長

平成16年度に、無人駅を設置した場合を、都市



新駅要望のある運動公園周辺

計画サイドのほうで調査を行ったところであるが、そのときの駅関連のハードの整備が約4億4500万円、用地関係、土木、建築等々と工事、トイレという形で駅自体が3億7700万円、駅前広場の整備、それもあわせて6500万円、約4億4千万円程度の事業費がかかり、維持管理については約1千万円かかる。

『消防団員確保』 町としての対策は

町長／消防団と協議して検討する

消防団員確保のための町としての対策について、今消防団員の大津町の現状と、それからハード面、ソフト面において、具体的な対策はどう考えているのか、また、今後についても町長に問う。

消防庁は2006年から従業員が消防団に入団していたり、消防活動に配慮した就業規則を設置している企業や事業所とする制度を導入し、各自

家入町長

美咲野団地

などの新興住

宅地において

は、消防団員

を配置する必

要性も考えて

おり、地域の

防災リーダー、

消防団員とし

ての活動ある

治体が独自に優遇措置を実施している。
その多くは建設業関連が多く、優遇措置として、公共工事の入札資格緩和や事業税の減額を実施している自治体が今年4月の時点で23府県、152市町村である。
秋田県能代市は、団員1人につき年1万円の報奨金を支給。新潟県市の広報誌へ広報の掲載を無料。県内では県と八代市、山鹿市が入札参加資格審査などで優遇を、総務省の消防庁が2005年の1月に消防団員の活動環境の整備についてという通知で、機能別消防団員制度の設置がなされている。

岩尾総務部長

いはその活動の身分保障というようなことにつきましても、消防団と協議していく。

機能別消防団のあり方そして今後の団員加入の促進に向けては、これまで幹部会議等で協議をされてきており、広報またはホームページ等で掲載をし、いろんな面で魅力をもつて戴くような消防組織、団員という形での対応を、今後具体的に取組んでいきたい。



消防団員募集
地域の安心と安全を守るために、あなたにもできることがあります。



8月19日から20日の未明にかけて1時間に100ミリレベルの雨が2〜3時間降り続いた。広島

土砂災害警戒区域、特別警戒区域は何か所あるか（防災）

町長／101か所

土石流、地滑りの土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害の発生する地域を明らかにし警戒態勢の整備や法による制限を行うものである。

警戒区域とはイエロー

法的規制がある。防災上の配慮を要する社会福祉施設、学校、医療施設の建設には県知事の許可が必要であるし、建築物の新築には構造基準の確認がある。既存の建築物も

危険であるなら移転勧告
ができる。ただ大津町で
は勧告が行われたことは
ない。

大津町は2年前に21か所の警戒区域の指定を受けていたとなっているが

に答えて当時の経済部長は「国庫補助による災害復旧事業は、平成24年度を含めて3年で完了しなければならぬ」という決まりがある」と述べている。26年度で完了するように工事は進んでいるか

②土砂災害防止法にのっとり、2年前に大津町には21か所、土砂災害警戒区域の指定を受けていたが、その後変化はあったか。

③警戒区域よりもさらに規制の強い特別警戒区域に指定された箇所はあるか。

家入町長

九州北部豪雨の国庫補助による災害復旧工事は最後の3件が現在進行中である。26年度で完了するのは間違いない。

土砂災害防止法という法律がある。がけ崩れ、

特別警戒
区域とは
レッドゾ
ンと言われ
いくつかの

大津町防災マップ

警戒区域・特別警戒区域



厳密に言うとなんら特別警戒区域であった。本年3月に熊本県は新たに3か所の警戒区域と7か所の特別警戒区域を指定した。累計すると現在大津町には3か所の警戒区域と98か所の特別警戒区域がある。室、上大津、中町、松古閑、後迫など町の中心部に多い。建物の後ろに急傾斜地を伴う山がある個所が対象になっている。急傾斜地の崩壊による災害の恐れがあるからである。

警戒区域の指定の権限は熊本県であり、指定にあたっては対象となる地域において大津町、当該区長、消防団同席のもと県の説明会が行われた。

生命、財産、そういうものをしっかり守るためにはこういう指定を受けながら町、地域のみなさんと連携をとっていききたい。

その他の一般質問

- ① 地蔵まつりの活性化
- ② 防犯カメラによる犯罪の抑止力



金田 英樹議員

「災害時応援協定」の締結を

町長／締結に向けて協議を進める

「災害時応援協定」とは、災害発生時における各種応急復旧活動に関する支援について、自治体と民間事業者間や自治体

間等で締結する協定である。

大津町では既に町内の一部商業施設、及び近隣自治体との協定を締結しているが、混乱が予想される大規模災害に対しては、平時のうちに具体的な対応の協議や体制整備を進める事が不可欠である。また、例えば食料備蓄に関して、町の被災時に様々な援助が受けられるだけでなく、平時の物資備蓄にかかる空間的・金銭的コストを抑制できるとともに、行政にはない民間の専門的な技術等を取り入れられる等の利点もある。

よって、具体的に以下の協定締結、および取組みを進める考えはないか町長の所見を伺う。

- ① 未締結の商業施設との間で物資提供に関する協定
- ② 飲食店・宿泊施設との間で非常食や避難場所等に関する協定
- ③ サービス付き高齢者向け集合住宅等との福祉避難場所に関する協定
- ④ 協定締結企業・団体の

町ホームページでの掲載等に関する協定

家入町長

大津町でも、熊本市町村災害時の相互応援に関する協定をはじめ、複数の民間事業者と食糧等の安定した供給に関する協定締結をしており、このような協定は非常に重要であると認識している。

岩尾総務部長

① 商業施設に関して、イオンやJ A等とは締結済みだが、その他の事業者とも協議したい。

② 宿泊施設や飲食業界に関して、県の場合は包括して業界団体と協定を結んでいるケースもあるが、大津町では協定締結は出来ていないため今後協議したい。

③ 新たな福祉避難場所については、今後協議したい。

④ 締結先の意向もあるため、事業者に掲載の意向を確認・相談したうえで対応したい。

「市民活動支援制度」の創設を

町長／まちおこし大学の改善等を進めたい

「市民活動支援制度」とは、市民団体やNPOなどの持っている公益的な市民活動のアイデアや行動力を、まちづくりへ反映させるための助成制度である。

厳しい運営状況の自治体が増える中、あれもこれもとボランティアに一方的に頼るような構図も見られるが、行政としてもボランティアの方々により、活動に参画しやすい仕組みを作る事で裾野を広げ、共にまちづくりを進めていく体制が求め

られている。実際に大津町の状況を見ると一部の方、特にご年配の方々がいくつもの活動を長年に亘り、熱意と使命感を持って担っている側面もあり、まだ裾野が広がっているとは言い難い。

よって、住民団体等によるまちづくりのアイデアを住民も交えた公開プレゼンテーション等により選考し、付加価値の大きい事業に対して町が助成する制度を創設し、裾野を広げるとともに町として住民活動への期待や感謝を具体的な形で示すことを提案する。財源として「地域づくり活動支援事業補助金」に未執行があるため、この予算を町全体に資する取組みにも活用出来るようにしてはどうか。

家入町長

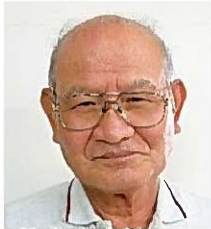
ボランティア等の活動は「手弁当」で行う事に価値があると思っており、直接の金銭的助成は考えていない。

一方で、町としては「まちおこし大学」等の

取組みを行っているが、指摘の通り裾野が広がっていないという課題もあるため、より多くの住民の方が参加できるように改善を行いたい。

また、提案のあった「地域づくり支援事業補助金」の未執行分をまちづくり団体に使えないかという事については、次の見直し時期（平成28年度）に向けて検討したい。





前田 真人さん
(楽善)

傍聴者の声

傍聴者数のべ52人



馬込 武志さん
(美咲野)

自治意識を高く持つことが大切だと思う！

私は、このたび初めて傍聴の機会を得て、参加しました。

国会の議論などは、新聞やテレビなどで取り上げられるのでよく知ることができます。一方、私たちが暮らしている大津町議会についてはどうか？

議員と行政側の質疑応答はもちろん、議事内容は整然と質疑されていますが、一番関心のあるところは具体的な議論に乏しく、議員の質問に対し執行部は、現状の説明

と、「検討します」に終始するだけの、地方議会によく見られる姿でした。

大津町は、県内でも転入者が多く、発展している町だと思っています。行政には政策実行へのスピード感が求められます。

今回傍聴して感じたことは、地方自治とは、住民・議員・行政が一体となり次世代のために環境を整えることだとの自治意識を高く持つことが大切だと思いました。

質問の内容を理解しやすくする配慮も必要だ

9月18日に一般質問の傍聴をし、2人の議員の質問とそれに対する行政の答えを聞きました。双方とも真剣で好感が持てました。以前傍聴したときには、声が小さくて良くわからないことがありました。今回は、よく聞き取れました。

ただ、質問の内容の中に、なぜ今なのかと質問の意味が理解しにくいものがいくつかありました。

質問の内容の中に、なぜ今なのかと質問の意味が理解しにくいものがいくつかありました。

議会運営委員会研修報告

8月20日、21日に委員と大塚議長、事務局で長崎県長与町と佐賀県嬉野市の2ヶ所研修を行いました。

まず、長与町では、「議会運営全般」と議会活性化の取り組みについて研修しました。人口は4万2000人で、長崎市のベッドタウンとして発展している町です。

議会運営に大きな差異はないものの、相違点は、常任委員会が2年で交代、決算審査で、一般会計はすべて総務常任委員会で行っていることです。議

会活性化委員会は、平成23年9月に設置され、議会基本条例、議員政治倫理条例、議会報告会及び懇談会の実施要綱などが3年間で制定され実施されていることは大変な苦労であったと思われます。

議会のフェースブックも開設され、積極的な情報発信にも努められています。

嬉野市においては、議会議中継システムについて研修を行いました。平成24年9月から録画配信をしており、議場に大型モニターと表決ボタンを導入

した。

広報特別委員会研修報告

7月10日、11日に広報委員5名で、東京都千代田区の砂防会館において行われた全国町村議会議長会主催の全国広報研修会に参加しました。

全国各地から集まった広報委員とともに、一日目は、広報誌作成の技術的な研修として、わかりやすい表現、読ませる広報誌を作るための技術、関心を持つための技術などの写真撮影の考え方など

二日目は、全国から応募した、他の9つの町村議会の広報誌についての工夫されている点などの具体的な講評があり、非常に参考になりました。

今回の研修会には、全国の156議会が参加され、他の町村との交流などもでき、有意義な研修会でした。今後は、より一層、町民に親しまれる

入したことで議員の表情や議案に対する表決内容が一目瞭然となるなど、若い世代にはインターネットの普及が進んでいることから、早急な取り組みが必要であると考えられます。



「議会だより」作成に委員一丸となつてまい進したいと思ひます。



シリーズ 大津町の宝

大津の特産品 からいも (甘藷)



大津町のキャラクター “からいもくん”



ふんわり、ほっこの大津からいも



生涯学習センター前のからいも三兄弟

大津町のからいもは、県内一の収穫量を誇ります。阿蘇の火山灰からなる土は根菜類の栽培に適しており、その利点を生かして栽培されるようになったと考えられています。

町内にあるコンクリート式のからいも貯蔵庫の上部には換気筒があり、おかげで年間を通して美味しいからいもを楽しむことができます。

糖質や食物繊維に加え、ビタミンC・B1・Eが豊富で、皮の部分にはカルシウムが豊富に含まれており、消化吸収にもすぐれた健康食品の「大津からいも」です。

表紙紹介



表紙を飾ったのは本年8月11日に行われた大津町「第三回中学生議会」の様子です。

町内2中学校の代表が議員となり、実際に議場で町長をはじめとした執行部に対して一般質問をするという本格的なものです。

「通学路の街灯設置」や「小中学校での福祉体験のPR」「点字ブロックの設置」などの幅広い分野の質問を各校4名の計8名が行いました。

議会広報編集特別委員会

委員長
手嶋 靖隆

副委員長
山本 重光

委員
松田 純子
豊瀬 和久
金田 英樹

発行責任者
議長:大塚龍一郎

編集後記

「セクハラやじ」にしても、やじそのものより、即座に解決できない議会とはなんなのだ！と不思議でなりません。また、政務活動費問題。歳費のほかに年間600万円！町議員から見ると夢のような話です。しかも、領収書がなくなるといなど、信じられません。議員の質の低下が問題なのか、批判に耐えうる政治への転換を、推進させなければと感じます。

ちなみに我が町には、政務活動費はありません。必要と感じる時もありますが、議員力を向上させるための、自己投資だと思っています。(豊瀬和久)

❖傍聴に来てはいよ❖

議会および委員会は役場4階にて記名すれば、どなたでも自由に傍聴できます。

次回の議会の会期予定

12月5日(金)～12日(金)